


# 電子カルテの導入についてご相談ください！【令和8年度事業のご案内】

令和8年4月1日更新

- 東京都は、医療機関におけるデジタル化を推進するため、電子カルテの導入を支援しています。
- 皆様が抱える悩みや不安に応じて、様々な支援メニューをご用意しています。ぜひご活用ください。

フェーズ	悩み・不安	活用できる支援メニュー	支援メニューの概要
情報収集	導入の意向がない	出張講習会	既に電子カルテを導入している診療所の医師による講義 実際に電子カルテを操作できる体験デモブース等 (診療科(内科・精神科・整形外科・皮膚科等)別に計12回開催) ※記載内容は予定です。日程や詳細が決まりましたらHP等でお知らせします。
	・知らない又は必要性を感じない ・課題認識はあるが導入のきっかけがない	セミナー	基礎編：医療DXの概要、サイバーセキュリティ対策等 応用編：既に電子カルテを導入している病院の医師による講義 (基礎編はオンデマンド配信。応用編は病院機能(急性期・療養型・精神科)別に計3回開催) ※記載内容は予定です。日程や詳細が決まりましたらHP等でお知らせします。
検討～契約	導入の意向はあるが踏み切れない	<b>相談窓口</b> ☎Web相談や医療機関を訪問しての相談も受け付けています！まずはご相談ください	相談内容：電子カルテとは、導入に向けた準備のポイント 導入までの一般的な流れ、都の支援制度等 TEL：0570-010318※受付時間：11:00～19:30 月～金曜日(祝日及び12月29日～1月3日を除く) メール・Web相談：下記URLまたはQRコードからアクセス <a href="https://www.denkarusoudan.metro.tokyo.lg.jp">https://www.denkarusoudan.metro.tokyo.lg.jp</a> 
	・費用の確保が困難	コンサル活用経費への補助 (医療機関診療情報デジタル導入支援事業)	コンサルタントの活用等に係る経費を補助 対象：病院、医科診療所 基準額：1,000,000円 補助率：200床以上の病院1/2、それ以外3/4
導入後	導入後運用面で不安あり	サイバーセキュリティ対策経費への補助 (医療機関診療情報サイバーセキュリティ対策支援事業)	リモートゲートウェイ装置、オフラインバックアップ用サーバ、エンドポイントセキュリティ製品等 基準額：3,750,000円～35,000,000円(病床規模による) 補助率：1/2
	・院内のDX人材不足	医療DX人材育成への補助 (医療DX人材育成支援事業)	研修受講経費や資格取得経費等を支援 対象：病院、医科診療所 基準額：500,000円 補助率：10/10

※このほか、地域医療連携での情報共有に必要な経費(サーバーシステムの導入等)等を補助(基準額20,000,000円、補助率3/4～1/2)しています。

# 電子カルテ導入経費等への補助金のご案内

補助金の詳細は都のHPへ

「東京都 医療機関におけるデジタル化の支援について」で検索



裏面

## 病院で電子カルテを導入する場合

### 支援メニューの概要【事業名:病院診療デジタル推進事業】

電子カルテを導入（リース契約含む）・更新する病院の初期導入経費を補助

補助対象：都内病院

基準額：605,000円×病床数

補助率：200床以上の病院 1/2、200床未満の病院 3/4

医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費を補助

補助対象：上記により電子カルテを新規導入した都内病院

基準額：3,600,000円×配置月数÷12

※リース契約の場合、補助対象に使用料が含まれます。補助対象となるリース契約の詳細等については、都ホームページから「リースQA」を併せてご確認ください。

### 活用例

100床の病院で7,000万円（実支出額）の電子カルテを導入する場合

605,000円 × 100床 = 60,500,000円（基準額）

60,500,000円 × 3/4 = **45,375,000円**（交付額）

※基準額と実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付

### 申請期限

第1回：令和8年5月29日（金曜日） 第2回：令和8年7月31日（金曜日）

## 診療所で電子カルテを導入する場合

### 支援メニューの概要【事業名:診療所診療デジタル推進事業】

電子カルテを導入する診療所の初期導入経費（医師の電子カルテ入力代行を行う事務作業等の人件費含む）

※リース契約による導入の場合は標準規格準拠の電子カルテの導入に要するリース料を補助

補助対象：医科診療所

基準額：4床以下の医科診療所 3,000,000円

5床以上の医科診療所 605,000円×病床数

補助率：3/4

※標準規格：SS-MIX2標準化ストレージまたはHL7FHIR記述仕様



### 活用例

無床診療所で200万円（実支出額）の電子カルテを導入する場合

3,000,000円（基準額）

2,000,000円 × 3/4 = **1,500,000円**（交付額）

### 申請期限

第1回：令和8年5月29日（金曜日） 第2回：令和8年8月31日（月曜日）

※本補助事業による整備については、交付決定の通知後に開始してください。交付決定通知前の契約締結案件は補助対象外になりますのでご注意ください。

※毎年度、年度内に整備が完了した場合に補助金の対象となります。 ※第1回申請期限までに御提出いただいたものから審査を進めるため、より早く整備を進めていただくことが可能になる見込みです。

現在国では、「電子カルテ情報共有サービス」の構築（今年度冬頃を予定）と「クラウドネイティブ型電子カルテ」の導入推進を行っています。

- ・電子カルテ情報共有サービス対応の電子カルテでは、医療機関間で診療情報提供書等の電子共有、即時確認が可能になり印刷・封入等の手間も省ける
- また、対応していない場合には次回更改時に改修・移行を求める国の方針であり、導入時からの対応で改修の手間、費用も省ける
- ・クラウドネイティブ型は、院内にサーバを持たずパッケージ機能がメイン。保守管理はベンダー中心でDX人材が少ない医療機関でも管理・運用可能等のメリットがあります。新たに電子カルテ導入を検討する際には、機能面に加えてこれらの点も検討のうえベンダーへの確認をお勧めします。